

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人佐藤循環器科内科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛媛県松山市朝生田町 4-10-25

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 17 年 3 月 29 日

(4) 設立登記年月日 平成 17 年 4 月 18 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	佐藤循環器科内科	3 8 1 0 1 1 3 3 0 2	愛媛県松山市朝生田町 4-10-25	一般病床 19 床 療養病床 0 床

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
指定地域密着型認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム朝生田の里	愛媛県松山市朝生田町 2-10-10	

指定地域密着型介護予防認知症 対応型共同生活介護事業 グループホーム朝生田の里	愛媛県松山市朝生田町 2-10-10	
特定施設入居者生活介護事業 有料老人ホーム朝生田の杜	愛媛県松山市朝生田町 3-8-2	
介護予防特定施設入居者生活介護事業 有料老人ホーム朝生田の杜	愛媛県松山市朝生田町 3-8-2	
特定施設入居者生活介護事業 有料老人ホームながきの杜	愛媛県松山市永木町 2-1-48	
介護予防特定施設入居者生活介護事業 有料老人ホームながきの杜	愛媛県松山市永木町 2-1-48	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
収益業務なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 3 月 31 日 令和6年度の決算の決定

令和 7 年 12 月 31 日 令和8年度の予算の決定

様式2

法人名 医療法人佐藤循環器科内科

※医療法人整理番号

7 6 7

所在地 松山市朝生田町四丁目10番25号

財 産 目 録

(令和7年12月31日現在)

1. 資 産 額	2,692,153千円
2. 負 債 額	1,968,331千円
3. 純 資 産 額	723,822千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	560,508
B 固 定 資 産	2,131,645
C 資 産 合 計 (A+B)	2,692,153
D 負 債 合 計	1,968,331
E 純 資 産 (C-D)	723,822

(注) 1. 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

2. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人佐藤循環器科内科

※医療法人整理番号

7 6 7

所在地 松山市朝生田町四丁目 1 0 番 2 5 号

貸 借 対 照 表

(令和7年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	560,508	I 流 動 負 債	819,442
II 固 定 資 産	2,131,645	II 固 定 負 債	1,148,889
1 有形固定資産	1,926,628	負 債 合 計	1,968,331
2 無形固定資産	1,629	純資産の部	
3 その他の資産	203,388	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	0	I 資 本 金	3,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	720,822
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純資産合計	723,822
資 産 合 計	2,692,153	負債・純資産合計	2,692,153

(注) 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人佐藤循環器科内科

※医療法人整理番号

7 6 7

所在地 松山市朝生田町四丁目10番25号

損 益 計 算 書

(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	774,530
2 事業費用	840,665
本来業務事業損失	66,135
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	480,096
2 事業費用	595,830
附帯業務事業損失	115,734
事業損失	181,869
II 事業外収益	6,309
III 事業外費用	14,286
経常損失	189,846
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	189,846
法人税等	△ 21,996
当期純損失	167,850

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人 佐藤診療器具内科

所在地 松山市朝生田町14-10-25

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である 法人	(有)ケイワイブラン ニング (注)1	松山市朝生田町13-8-25	954,377	物品の卸売業	診療材料購入	診療材料購入	87,733	前渡金	304,767
"	"	"	"	"	"	建物設備の改修	6,820	建物附属設備	356,012
"	"	"	"	"	"	医療用機器の購入	40,128	医療用機械備品	132,377
"	"	"	"	"	"	その他器械の購入	3,049	その他器械備品	12,620
"	"	"	"	"	"	備品の購入	1,998	一括償却資産	1,714
役員が議決権の過半 数を占めている法人	医療法人道後一ワク リニツク (注)2	松山市道後一ワ8-31	865,216	医療業	関係会社	資金借入	108,000	関係会社借入金	287,156

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1 当法人理事佐藤朗子が代表者である法人。相見積もり等による合理的な取引条件により決定している。
(注)2 当法人理事佐藤朗子と丸井香織が理事である法人。金銭消費貸借契約書を交わし、契約を結んでいる。なお、利率1.08%の借入れとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 謙	医師	当法人理事長	資金の借入	6,579	役員借入金	225,854
"	佐藤 朗子	薬剤師	当法人理事	"	0	"	250,000
"	丸井 香織	医師	当法人理事	"	98,375	"	98,375

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長佐藤謙及び理事佐藤朗子と当該医療法人が契約した金銭消費貸借契約。なお、無利子の貸付としている。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人佐藤循環器科内科
理事長 佐藤 譲 殿

私（注１）は、医療法人佐藤循環器科内科の令和 7 会計年度（令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 4 月 16 日

医療法人佐藤循環器科内科

監 事 藤井 素子

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。